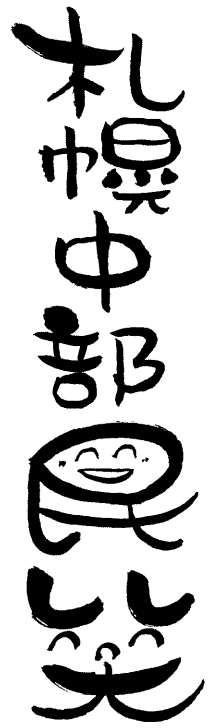


安心して支払える国保料に

国保料の減免・納付相談は 気軽に民商へ相談を



札幌市中央区
南1条西14丁目
TEL281-2808
FAX281-2832
ホームページ
<http://www.tyu-min.com>
Eメール
info@tyu-min.com

確定申告が終わってから、国保料の減免・納付相談が相次いでいます。
政府・与党の社会保障改悪が、地方自治体にまで及んできています。特に札幌市は全国の政令市の中でも国保料が高い自治体です。
民商では区役所との交渉を行いながら、「命を守るための保険証は全員に交付を」「払える国保料の納付相談を」と訴えています。

国保料の減免申請・納付相談

申告後、4人の会員から相談があり、各区役所へ減免申請と納付の相談を行いました。
減免申請は、前年よりも所得が2割以上大きく減少した場合に該当します。
しかし大きく減少すると言うことは、減免した後の支払いも困難である事に変わりはありません。
3月下旬には、根本会長
の知人が「国保料を払って
なくて資格書になった」と
相談に。確定申告を終えて
、区役所へ減免と納付相談
を行い、保険証を取り戻し
ました。



負担増す国保・年金保険料

確定申告で活用した自主計算パンフレットでは、生活費にかかる保険料や税金の負担割合試算を行っています(4人家族で試算)。
試算してみると所得金額の半分が国保料や年金・税金等の負担になります。残り半分の所得で家族4人どうやって生活しているのでしょうか。
消費税は上がる、国保・年金保険料も上がる中で、私たちの営業と暮らしの工夫は限界です。
国民いじめの政治は私たちの力で変えていかなければなりません。

札幌中部民商 第42回定期総会 中部民商共済会 第32回定期総会

下記の日程・場所で年に一回の定期総会を開催します。

お忙しい中ですが、各支部で総会・役員会を開き代議員を選出して下さい。

日時:4月19日(日)午後1時

場所:高等学校教職員組合

(高教組)センター

(大通西12丁目)

*会場に駐車場はありませんので、ご了承ください

*不明な点は事務局へ連絡を



消費税等確定申告書付表の扱いについて 提出しない事での罰則はありません

確定申告を終えた会員から、「消費税確定申告書について書類の提出文書が来た」との問い合わせが相次いでいます。
消費税等申告書付表(簡易課税は付表4および5-(2)、本則課税は付表1および2-(2))については、添付義務はあるものの、罰則規定はなく、提出しなくても申告書そのものは有効と税務署は回答しています。

支部・班などで全商連「自主計算パンフレット」に基づき学習し、その上で「消費税等申告書付表」提出の有無や内容について話し合ひましょう。

「民商会費」納入のお願い

民商は会員の皆さんが納める会費と商工新聞代のみで運営しています。皆様のご協力に心からお礼を申し上げます。毎月15日までに納入をお願いしています。
事務所に届けて頂けるとたいへん助かります。引き続きご協力をお願いします。